

# 専修学校における単位制・通信制の制度化（その1）

## 背景

### 生涯学習機会の充実の観点から

#### ●社会人等の多様な学習ニーズへの対応

産業・就業構造の変化に伴い、社会人においては、自分自身でスキルアップやキャリア変更を行うことを求められる場面が増加。学習の時間や場所に制約を受けることが多い社会人が、働きながら学習しやすくなるよう、多様な学習スタイルに係る環境整備が必要。

#### ●短期教育プログラムの積み上げ・単位制導入による体系的な学習成果の評価の促進

専修学校の現行制度は、1年以上の授業時数制・学年制の教育課程を基本。学習者の多様なニーズに応えるため、短期教育プログラム積み上げ方式の教育や、これらの教育の体系的な学習成果の評価を促進。

## 現状・課題

#### ●学年制

専修学校は必ず1年間を通して800時間以上の授業を開設し、学習者は各学年ごとに課程の修了認定を受けなければならない、社会人等が仕事と学習を両立させることが困難。

#### ●通学制

通信制が制度化されていない専修学校では、座学による講義であっても、印刷教材、視聴覚教材の送付・添削等による方法で行うことが認められていない。

※ 国家資格者養成課程の中には、既に通信制の教育が認められているものもある（看護師、理容師・美容師、製菓衛生師など）が、専修学校で行う場合は非正規の課程として取扱い。  
→非正規課程であるため「修了者に大学等への入学資格が認められない」、「奨学金等の生徒への就学補助も対象外」などの現状がある。

## 対応方策

### 「単位制による教育」を制度化

→ 学年による教育課程の区分を設けず、自己のペースで短期教育プログラムの単位の積み上げにより、専修学校の正規課程を修了する学習スタイルを構築。

### 「通信制の教育」を制度化

→ 学びたい時間に学べる場所で学習することができる印刷教材等による授業の実施が可能。

## 関係答申・提言等

#### ◆新成長戦略(H22.6.18閣議決定)

専修学校への単位制・通信制の導入  
→専修学校での社会人受入れ総数15万人

#### ◆中央教育審議会答申

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(H23.1.31)

社会人等の多様な学習者のライフスタイルに即した教育環境の整備を図る観点から、「単位制学科」、「通信制学科」の制度化を期待

#### ◆専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告(H23.3)

多様な学習者のニーズに応じた学習機会の提供に向け、通信制・単位制の教育の制度化

自己のペースに合った学習スタイルを求める社会人等のニーズに、応えることができていない。

生徒が自己のペースで学習できる教育環境を整備

スケジュール(予定)

H23年 年度内:法令改正 → H24年4月:施行

# 専修学校における単位制・通信制の制度化（その2）

## 単位制の主なポイント

### (1) 各学年の教育課程の区分を設けない学科

学校教育法施行規則  
第百八十三条の二関係

教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けず、各学年の課程の修了の認定を行わないことが可能。

→単位制による学科の設置が可能。

### (2) 単位制による学科の課程修了の要件

専修学校設置基準  
第二十七条関係

- ・高等課程・一般課程 = 23単位 [13単位] × 修業年限
- ・専門課程 = 30単位 [17単位] × 修業年限 [ ]内は夜間等

※従来、専修学校の授業時数は、1年当たり800時間以上としていたことを踏まえ、単位制導入による学科の授業時数も800単位時間以上[夜間:450単位時間]の授業を開設。

(単位時間:1コマの授業に当てられる時間で、専修学校については50分を標準とする)

### (3) 各授業科目の単位数

専修学校設置基準  
第二十三条関係

- ・高等課程・一般課程  
35単位時間の授業をもって1単位
- ・専門課程  
45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外の学修等を考慮して次の基準で計算

講義・演習 : 15~30時間までの範囲で学校が定める時間をもって1単位  
実験・実習等 : 30~45時間までの範囲で学校が定める時間をもって1単位 等

### (4) 長期にわたる教育課程の履修

専修学校設置基準  
第二十五条関係

職業を有する生徒等が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する場合、長期にわたる計画的な履修を認めることが可能。

### (5) 単位制による学科の科目等履修生

専修学校設置基準  
第二十六条関係

専修学校の生徒以外の者が、専修学校の正規課程の授業科目を履修し、後に専修学校の単位制による学科に入学した場合、入学前に修得した単位を当該専修学校の単位とみなし、その単位を付与することが可能。

## 通信制の主なポイント

### (1) 通信制の学科の設置

専修学校設置基準  
第五条関係

専修学校には、通信による教育を行う学科(通信制の学科)を置くことができる。通信制の学科を新たに設置する場合は、所轄庁の認可を要する。

要件

- ・昼間学科又は夜間等学科(通学制の学科)を既に置く学校であること
- ・通信制の学科における教育は、既に設置する通学制の学科における教育の専攻分野と同じであること

### (2) 授業の方法等

専修学校設置基準  
第三十条関係

- ①印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業(印刷教材等による授業)と
  - ②対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義(対面授業)との併用により行う。
- ※①の一部を多様なメディアを高度に利用した授業(e-ラーニング等)で行うことも可

### (3) 通信制の学科の課程修了の要件

専修学校設置基準  
第三十七条関係

- ①次の課程の区分に応じ定める単位数以上を修得  
高等課程・一般課程 = 13単位 × 修業年限(但し、23単位を下ることは不可)  
専門課程 = 17単位 × 修業年限(但し、30単位を下ることは不可)
- ②120単位時間 × 修業年限分の授業時数以上の対面授業を履修  
※実習等を中核とする専修学校教育の特性を踏まえ一定以上の対面授業を必須

### (4) 通信制の学科における教員数・校舎面積

専修学校設置基準  
第四十条及び第四十八条関係

通信制の学科では、一人の教員が多くの生徒を担当することが可能であり、校舎に通学する生徒数も少なくなることから、

- ・教員数の基準 : 通学制の算定式の基準を2/3倍
- ・校舎面積の基準 : 通学制の算定式の基準を3/5倍 とする。

### (5) 広域通信制の取扱い(サテライト施設を置く場合)

サテライト施設を設ける場合の要件

- ・設置は主たる校地の所在する都道府県の区域内に限る
- ・サテライト施設の校地校舎等の状況、教育体制について所轄庁へ届出
- ・サテライト施設の教育に充てる教員・校舎面積を、教育に支障のないよう増加

専修学校設置基準  
第三十三条関係

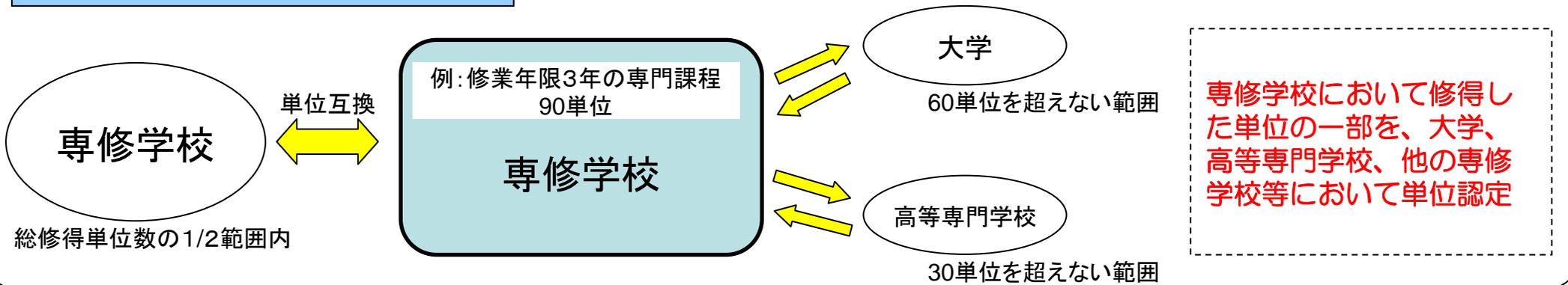
# 専修学校における単位制・通信制の制度化（その3）

## 単位制の学習モデル（イメージ）

【専門課程、修業年限3年間、総修得単位数90単位】



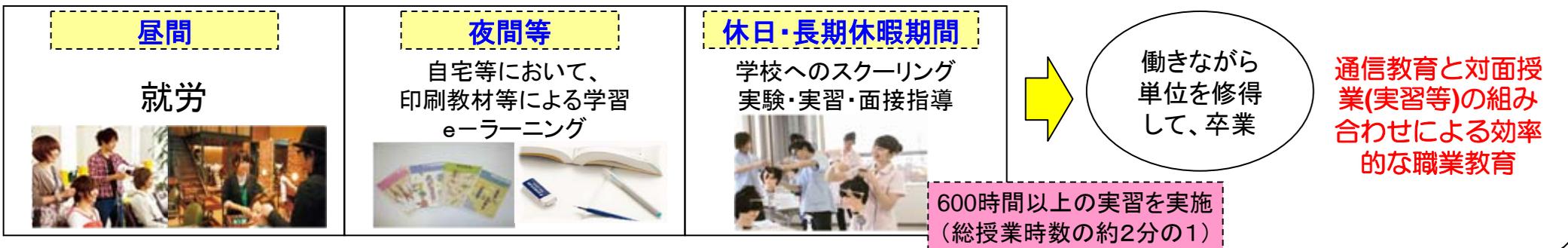
## 単位互換の仕組み



## 通信制の学習モデル（イメージ）

※美容師養成の例

【専門課程、修業年限3年間、総修得単位数51単位】



## 改正のポイント

### 1. 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修の範囲の拡大

多様な形態による学修の成果が専修学校において適切に評価されるよう、専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修の範囲に、新たに以下の学修を追加

- ① 高等学校の専攻科における学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認められたもの
- ② 短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修
- ③ 職業能力開発促進法第十五条の六第一項各号に掲げる施設(職業能力開発促進センター、職業能力開発大学校・職業能力開発短期大学校等)において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認められたもの

### 2. その他関係告示の規定の整備

単位制・通信制の導入に伴い、単位修得による学修評価の方法がとられることに応じた関係告示の規定の整備

- ・ 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号に関する規程
- ・ 専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準(大学入学資格)
- ・ 大学の編入学に係る専修学校の専門課程の総授業時数
- ・ 専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準(大学院等入学資格)

### 3. 施行日

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日(平成24年4月1日)